

松山衛生事務組合障がい者活躍推進計画の実施状況の公表について

松山衛生事務組合

松山衛生事務組合障がい者活躍推進計画の令和 5 年度の実施状況について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 6 項の規定に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 採用に関する目標

障がい者である職員が在職することとなった場合は、全職員が障がいに関する理解の促進に努めることとしていますが、令和 5 年度に障がい者である職員が在職することはありませんでした。

2 取組内容について

障がい者の活躍を推進する体制整備

- (1) 松山衛生事務組合障がい者活躍推進計画を作成し、ホームページに掲載しています。
- (2) 事務局長を障害者雇用推進者に選任しています。

3 取組内容の実施状況に対する点検結果について

令和 5 年度は、障がい者である職員が在職していないことから、特段の取組を行っていませんが、在職することとなった場合は、松山衛生事務組合障がい者活躍推進計画に定める取組内容を確実に実施し、職員の障がいに関する理解の促進を図るとともに、障がい者である職員の活躍の推進に努めます。